

令和 8 年度 地域学校協働活動 事業計画

「地域全体で未来を担う子どもたちの成長を支える～支援から協働へ～」

- コミュニティ・スクール(学校運営協議会)と地域学校協働活動の一体的推進—

清須市地域学校協働本部

1 はじめに

近年の国際情勢の不安定化、気候変動に伴う自然災害の激甚化、少子高齢化・人口減少の深刻化、都市化や過疎化による地域コミュニティ・交流の希薄化、デジタルトランスフォーメーションの進展などにより、複雑で予測困難な時代の先行きが、さらに不透明なものとなっています。

こうした中、令和 5(2023)年に閣議決定された教育振興基本計画では、一人一人の豊かで幸せな人生と社会の持続的な発展を実現するために、教育の果たす役割はますます大きくなっていると、「2040 年以降の社会を見据えた持続可能な社会の創り手の育成」と「日本社会に根差したウェルビーイングの向上」という総括的な基本方針を掲げました。この実現に向けて、学校と社会教育が連携して、子どもたちの学びの場を学校から地域社会に広げていくこと、社会教育による「学び」を通じて人々の「つながり」や「かかわり」を作り出し、協力し合える関係としての土壌を耕して、持続的な地域コミュニティの基盤を形成することなどが求められています。

教育基本法第 13 条に規定されているように、学校・家庭・地域住民等が相互に連携・協力して教育を行うことは、こうした教育の目的や目標を実現する上で、いつの時代にも必要なことですが、学校や地域を取り巻く課題がますます複雑化・困難化している現在、学校・家庭・地域の連携・協力関係が希薄であったり、一時的なものであったりすれば、学校や地域は困難や課題を乗り越えることが難しくなっています。このような状況のもとで、学校・家庭・地域が連携・協働する体制を構築することは、一層、その必要性を増しています。

コミュニティ・スクール(学校運営協議会制度)は、こうした学校・家庭・地域の連携・協働を進めるために、保護者や地域住民等が、学校と目指すべき目標や責任を共有し、その目標達成のための十分な「熟議」を通じて、学校運営に参画する体制を制度的に保障するものです。そして、参画する保護者や地域住民等の意思が表明される法定の合議体として、その意見や承認により、校長の決断や取組を後押しし、自立的な学校運営を支える大きな後ろ盾となるものです。

また、地域と学校がパートナーとして連携・協働して行う学校内外の様々な活動である地域学校協働活動は、未来を担う子どもたち一人一人が幸福や生きがいを感じられる学びを保護者や地域住民等とともにつくっていくものであるとともに、学びその成果の活用を通じて地域で人と人とのつながりを作り出すものです。

この学校・家庭・地域の連携・協働を進める仕組みであるコミュニティ・スクールと地域学校協働活動に共通することは、地域でどのような子ども達を育てていくのか、どのような地域を創っていくかという目標・ビジョンを共有し、地域全体が共に考え、当事者として参画していくことです。このことから、地域学校協働活動推進員等をつなぎ役として、コミュニティ・スクールと地域学校協働活動の取組を一体的に推進していくことが効果的です。「社会に開かれた教育課程」の実現、いじめや不登校等の課題への対応、学校における働き方改革の推進など、学校が抱える多様な課題に対応することが可能となるだけでなく、地域防災や地方創生など地域の抱える課題にも対応する、課題解決のためのプラットフォームとして活用することも可能となります。

(文部科学省「コミュニティ・スクールと地域学校協働活動の一体的推進」(令和 8 年 3 月)より)

2 本市における取り組み

「コミュニティ・スクール(学校運営協議会)」も 4 年目となり、各学校特色のある取り組みをさらに進めるとともに、令和 7 年 6 月に成立した学校の働き方改革推進に係る法改正(コミュニティ・スクールの根拠法の一部改正)を踏まえ、地域住民・保護者等との協働による教員の業務負担軽減につながる活動を拡充するための基盤を作る大事な一年と考えています。

本市は、平成 20(2008)年度より「学校支援地域本部」を設置し、この学校支援地域本部をベースに、学校と地域が組織的に連携・協働する連携協力体制を構築してきました。地域学校協働活動を支えているのが、学校支援ボランティアの皆様による地道なボランティア活動です。

「地域学校協働本部」への移行5年目となる今年度は、社会教育法第9条の7に規定する「地域学校協働活動推進員」を29名配置し、地域学校協働活動の理念の下、地域全体で子どもたちの学びや成長を支えていく取り組みができるよう、より幅広い地域住民等の参画を推進し、活動の幅を広げ、多様な取り組みを実施できるような体制を整えていきたいと考えています。

社会がますます複雑多様化し、子どもを取り巻く環境も大きく変化する中で、学校が様々な課題を抱えているとともに、家庭や地域の教育力が低下し、学校に過剰な役割が求められています。

このような状況のなかで、これからの教育は、学校だけが役割と責任を負うのではなく、これまで以上に学校・家庭・地域の連携協力のもとで進めていくことが不可欠となっています。

このため平成18(2006)年に改正された教育基本法には、「学校、家庭及び地域住民等の相互の連携協力」の規定が新設されました。また、平成20(2008)年2月の中央教育審議会「新しい時代を切り拓く生涯学習の振興方策について(答申)」では、社会全体の教育力を向上させることが必要であり、共同、共生、共育の視点が大切であるとの提言がなされています。

学校支援地域本部事業は、こうした流れを具現化するものであり、学校を支援すると同時に地域の教育力を向上させ地域を活性化するため、地域の窓口役として地域コーディネーターを配置し、その調整により、学校の教育活動について地域の方々にボランティアとして協力していただく仕組みづくりを進める取組として、平成20年度から実施されました。

文部科学省の委託を受け、愛知県内でも、学校支援地域本部事業の先駆的な存在となり、西枇杷島地区(西枇杷島中学校、西枇杷島小学校、古城小学校)をモデル事業としてスタートさせたことが、本市の取り組みの始まりです。

平成21(2009)年度には、2名の地域コーディネーターを設置し、平成22(2010)年度からは、読み聞かせボランティア養成講座を定期的に開催する等、ボランティアの育成にも取り組み始めました。

平成23(2011)年度からは、地域コーディネーターの発掘とともに、清洲東小学校、春日小学校。平成24(2012)年度から、清洲中学校、星の宮小学校。平成25(2013)年度から、清洲小学校、新川小学校。平成26(2014)年度から、新川中学校。平成27(2015)年度から、春日中学校、桃栄小学校。と、地道に活動を広げ、現在では、市内全ての小中学校で活動しています。その活動内容が他の規範と認められるとの評価を受け、平成29(2017)年12月に、「地域学校協働活動」推進に係る文部科学大臣賞の表彰を受け、これまでの実績に高い評価をいただきました。

平成30(2018)年7月には、西枇杷島中学校が、安心・安全な学校づくりを推進している功績を評価され、「内閣総理大臣賞」を受賞しました。これは、西枇杷島中学校が、学校支援地域本部事業とともに、防災教育に力を入れ、家庭や関係機関との連携を継続的に行うことで、地域に貢献する人づくりを目指しており、安全教育の推進に寄与していることへの評価です。

平成27(2015)年12月、中央教育審議会において、「新しい時代の教育や地域創生の実現に向けた学校と地域の連携、協働の在り方と今後の推進方策について(答申)」がとりまとめられました。この答申では、今後の地域における学校との共同体制の在り方について、地域と学校が連携・協働して、地域全体で未来を担う子どもたちの成長を支え、地域を創生する「地域学校協働活動」を推進すること、そのために従来の学校支援地域本部等の地域と学校の連携体制を基盤に、新たな体制として「地域学校協働本部」を全国に整備すること等が提言されています。

この方策の中で、統括コーディネーターを配置し、コーディネーター同士のネットワークを推進している本市の取り組みが、先進事例として、紹介されています。

平成29(2017)年には、保護者や地域住民が学校運営に参画する仕組みであるコミュニティ・スクール(学校運営協議会)の設置が努力義務となり、地域と学校が連携・協働し、幅広い地域住民や保護者等の参画により地域全体で子どもたちの成長を支え、地域を創生する「地域学校協働活動」を全国的に推進するため、社会教育法も改正されました。これにより、本市においても地域学校協働活動とコミュニティ・スクールの一体的推進に向けて、動き出しました。

令和6(2024)年11月には、「令和6年度学校安全ボランティア活動奨励賞」(文部科学大臣表彰)を受賞いたしました。この賞は、子どもの安全・安心な学校教育活動に貢献する優れた活動を行っていることが認められ、学校安全の普及と向上に尽力し多大の成果をあげた団体として表彰されました。

また、令和7(2025)年9月には、内閣府より、西枇杷島地区で活動されている「にしびわくわくサポーターズ」が、エイジレスライフの社会参加活動団体として「社会参加章」の書状及び記念の楯を授与されました。「にしびわくわくサポーターズ」は、平成12(1999)年9月に甚大な被害を

もたらした東海豪雨から 15 年が経った平成 27(2015)年に、東海豪雨を知らない世代も増えてきたことから、そうした世代に対し、シニア世代から東海豪雨の災害の様子を伝えることが、今後の防災教育の礎となり、将来の世代を含む誰もが安心して暮らせる社会をめざす第一歩となると考え、「にしばわくわくサポーターズ」を結成しました。オリジナル大型紙芝居「忘れない東海豪雨～語り継ごう未来のために～」の制作にあたり、紙芝居舞台を一から作り上げ、以来 10 年にわたり、地域の小学校で活動。また、平成 30(2018)年より「にしばわくわくプラザ」(こども食堂)に携わり、毎年夏には、「流しそうめん」を企画運営し、三世代交流の場を提供している活動が認められ受賞となりました。

今年度は、清須市歴史資料展示室企画展「天変地異 in 清須～その時何が起こった～」にて、活動の一部が展示されます。(展示期間 4 月 11 日～9 月 27 日)

3 地域学校協働活動及び地域学校協働本部の概要

「地域学校協働活動」とは、社会教育法第 5 条第 1 項第 13 号～15 号に基づき、保護者、地域住民、企業や NPO 等の幅広い地域関係者の参画を得て、地域全体で子どもたちの学びや成長を支えけるとともに、「学校を核とした地域づくり」を目指して、地域と学校が相互にパートナーとして連携・協働して行う様々な活動のことです。

「地域学校協働本部」とは、地域学校協働活動を推進する以下の～の要素を備えている体制であり、社会教育施設・団体、文化・スポーツ関係団体、企業や NPO 等、地域の様々な団体や個人等による緩やかなネットワークのことです。「地域学校協働本部が設置されている」状態とは、以下の～の要素を満たすことの出来るネットワークのもとで、多様な「地域学校協働活動」が継続していることを指します。

コーディネート機能

地域学校協働活動推進員等の配置に関わらず、地域学校協働活動の実施に必要なコーディネートが行われていること

多様な活動

より多くの地域住民の参画による多様な地域学校協働活動が実施されていること

継続的な活動

地域学校協働活動が継続的・安定的に実施されていること

様々な地域学校協働活動

地域学校協働活動は、社会教育法第 5 条第 1 項第 13 号～15 号により、地域住民その他の関係者が学校と協働して行う以下の活動と規定されています。

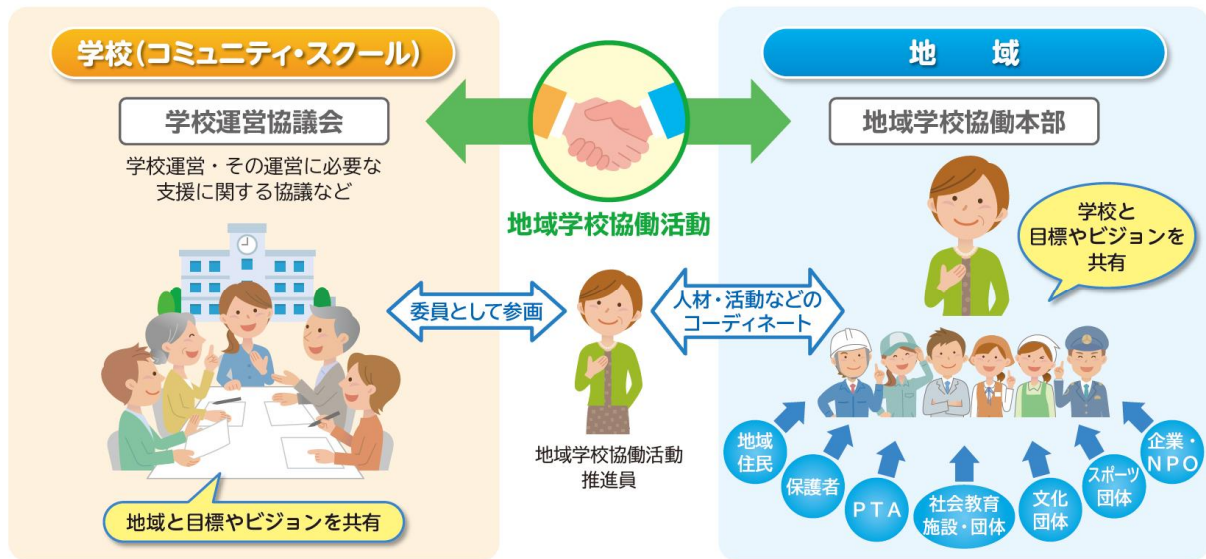
- 学校の授業終了後又は休業日において、学校、社会教育施設等で行う学習、
- ボランティア活動、社会奉仕体験活動、自然体験活動、その他の体験活動
- 社会教育における学習の機会を利用して行った学習の成果を活用して学校、社会教育施設等で行う教育活動、その他の活動

なお、総合的な学習(探究)の時間などにおいて、専門的な知見や技能、経験を持つ外部人材が学習を支援する活動なども、地域学校協働活動に該当します。

また、地域住民による登下校の見守りや部活動の支援など学校の教職員の働き方改革に資する活動についても地域学校協働活動に含まれます。

現在、学校が対応する課題の多様化・複雑化により、教師の働き方を整理し、「教師が子ども達に向き合う時間を確保する」ために、地域や保護者の皆様が、どのような形で協力できるのか？学校以外が担うべき業務の役割分担の見直しのご協力など、今年度は、できるところから見直しを進めていきます。

「地域とともにある学校づくり」と「学校を核とした地域づくり」を併せて実現！



4 地域学校協働活動の実践

(1) 連携協力体制の構築

社会教育法第5条第2項及び第6条第2項において、教育委員会は地域住民等と学校との連携協力体制を整備することについて規定しています。

- ・地域学校協働活動の推進には、教育委員会において社会教育や生涯学習を担当する生涯学習課と学校教育を担当する学校教育課の連携・協働が大切です。
- ・地域学校協働活動の実施に当たって、教育委員会において、社会教育法第9条の7に規定する「地域学校協働活動推進員」や、活動に参画する地域ボランティアの身分、権限、責任、役割分担等について明確にしておくことが重要です。その上で、これらの者に適切な人材を得られるよう、人材の発掘や選任の方法や、事前説明、研修等の仕組みを整備しておくことも大切です。現在活動している地域コーディネーターを中心に、さらなる機能強化と、中長期的な視点に立って、新たな形での配置を検討していきます。

(2) 地域と学校における将来構想（ビジョン）の共有、目標設定及び計画の策定

地域学校協働活動の推進においては、具体的な体制整備や普及啓発に取り組むことが必要ですが、本市における地域づくりや教育政策の方針等を踏まえ、どのような地域を創っていくのか、そのために地域でどのように子どもを育てていくのかという将来構想（ビジョン）を検討し、明確にすることも重要です。

本市は、昨年度の第3次総合計画(2025-2032)において、これからのまちづくりを進めるための大きな目標として、清須市の将来像を『水と歴史に織りなされた安心・快適で魅力あふれる“はぐくみ都市”』とし、「水」や「歴史」といった本市が持つ個性を大切にするとともに、さらに生かしていきながら、市民の「安心・快適」な暮らしが営まれることはもとより、未来を担う人材や、まちに関わる全ての人々の思いやつながりを「はぐくみ」、地域全体が活気に満ちた「魅力」のあふれる都市の実現を目指すこととなりました。まちづくりの基本理念として「安心」・「快適」・「魅力」・「はぐくみ」の4つの基本理念が掲げられています。

また、第3期清須市子ども・子育て支援事業計画(2025-2029)においても、「地域全体で子どもの学びや成長を支えていく取り組みができるよう調整を図り、地域と学校が連携・協働し社会総がかりで教育現場をサポートする体制づくり(地域学校協働本部事業)の推進が明記されています。

(3) 活動場所の確保

地域学校協働本部による活動を継続的・効果的に行うためには、地域学校協働活動推進員等のコーディネーターや地域ボランティア等の打合せのための事務・作業スペースをできるだけ確保することが望まれます。恒常的に推進員や地域ボランティアが集まることのできる場があること

により、人や情報が集まりやすくなり、地域連携担当の教職員と推進員の連絡・調整の円滑化にも寄与することが期待されます。

また、「子どもの第三の居場所」として、行政、NPO、市民、企業、研究者の方々と協力し、誰一人取り残されない地域子育てコミュニティをつくることで、「みんなが、みんなの子どもを育てる」社会を目指すことができます。

地域の方が気軽に立ち寄れる居場所を作り、子どもたちが多世代と関わることで、人と接する力や自己肯定感を高めます。また、地域の人々の繋がりを深め、課題がある子どもの早期発見、見守りを行うことができます。子どもたちに、より多くの体験機会を提供するため、地域の既存の建物を使用したり、元教員による学習支援や、学生・高齢者ボランティア、地元の企業の協力を得る等、地域資源を有効活用することにより、地域密着型を目指します。

西枇杷島会館の閉鎖に伴い、にしび創造センターに場所を移し、機能的かつ継続的にみんなが集える場所にしていきたいと考えています。移転に伴い、事務局機能を本格的に、強化していきたいと考えています。

(4) 放課後子ども教室について

本市においては、全小学校において放課後子ども教室が実施されていますが、放課後児童クラブとの連携が希薄です。

政府では、次世代を担う人材を育成し、加えて共働き家庭が直面する「小1の壁」を打破する観点から、厚生労働省と文部科学省の連携のもと、平成26年7月に「放課後子ども総合プラン」を策定し、当該プランに基づき、放課後児童クラブと放課後子ども教室の一体的な実施を中心に両事業の計画的な整備を進めてきたところです。「新・放課後子ども総合プラン」は、共働き家庭の子どもたちを対象とした放課後児童クラブ(学童)と放課後子ども教室を一体的に又は連携して実施することにより、放課後児童クラブの児童も含めた全ての子どもたちの放課後の学習・体験活動を充実する等、総合的な放課後対策を推進してきました。「新・放課後子ども総合プラン」最終年度にあたり、受け皿確保(152万人分)や待機児童対策に集中的に取り組んできましたが、目標の達成は困難な状況です。放課後児童対策の一層の強化を図るため、こども家庭庁と文部科学省が連携し、予算・運用等の両面から集中的に取り組むべき対策として、こども家庭庁・文部科学省放課後児童対策パッケージ2025(令和6年12月)が、とりまとめられました。昨年度の取り組みを進める中で浮かび上がってきた課題を踏まえて従来の取り組みの継続に加えて新たな取り組みを進めることをまとめたものです。

「全ての子どもが放課後を安全・安心に過ごすための強化策として、これまで推進してきた放課後児童クラブと放課後子ども教室の校内交流型に留まらず、多様な居場所づくりを推進していく。あわせて、居場所におけるこどもへの支援等の質の向上に資する取り組みを多角的に行っていくほか、従事する職員やコーディネートする人材の確保に向けた支援を講ずる。」とされています。

多様な居場所づくりの推進

放課後児童クラブと放課後子ども教室の校内交流型・連携型の推進

「地域と学校の連携・協働体制構築事業」を活用して放課後子ども教室を実施する場合には、校内交流型を中心として連携して実施すること、放課後児童クラブの児童も含めた全ての子どもたちの参加促進が図られるよう努めることを自治体に対して要請する。(文部科学省：令和7年度)

放課後児童クラブについても校内交流型・連携型への支援を拡充していく。(こども家庭庁)

こどもの居場所づくりの推進

「こどもの居場所づくりに関する指針」(令和5年12月閣議決定)は、全ての子ども・若者が、安全で安心して過ごせる多くの居場所を持ちながら、様々な学びや体験活動、外遊びの機会に接し、将来にわたって幸せな状態(ウェルビーイング)で成長する「こどもまんなか」な居場所づくりを目指すものである。この趣旨は、放課後児童対策全体においても共有されるものであり、引き続き指針の趣旨を周知していく。(こども家庭庁・文部科学省)

あわせて、本指針に基づき、各自治体におけるニーズ把握や広報啓発等の支援を行うとともに、「NPO等と連携したこどもの居場所づくり支援(モデル事業)」や支援体制構築等を行うコーディネーター配置支援を行う。(こども家庭庁：令和6年度補正予算、令和7年度)

また、地域学校協働活動と連携した居場所づくりの充実を図るため、当該コーディネーターと地域学校協働活動推進員等の連携を促進する。(こども家庭庁・文部科学省)

コミュニティ・スクールの仕組みを活用した放課後児童対策の推進

学校施設の活用のみならず、放課後児童対策の改善・充実を図る上でも、コミュニティ・スクールの仕組みを活用し、関係者間の連携・協力を図ることが効果的である。このため、好事例の周知、コミュニティ・スクールや地域学校協働活動等について豊富な知見を有する CS マイスターの派遣等により、積極的活用に向けた自治体の取り組みを推進する。(文部科学省)

特別な配慮を必要とする児童への対応

放課後児童クラブ待機児童への預かり支援実証モデル事業

朝のこどもの居場所づくりの推進

学校における働き方改革の一環として、学校の開門を登校時間の直前とするなど朝の時間帯の教師の業務負担軽減の取り組みが行われる中において、児童の登校時間より早く保護者が出勤する家庭では、朝の時間帯のこどもの居場所が課題となっていることを踏まえ、授業開始前に、校庭の開放や家庭科室を活用したこども食堂の実施等に取り組んでいる自治体や、児童が就学前までに通っていた保育所において朝の対応を行うことを検討している自治体もある。

朝の時間帯における学校施設の利用においても教師の新たな負担とならないよう管理運営上の責任体制に留意しつつ、自治体における独自の取り組みを支援するため、地域ボランティアの配置等にあたっては「NPO 等と連携したこどもの居場所づくり支援(モデル事業)」や「地域と学校の連携・協働体制構築事業」が活用可能であることや、取り組みの好事例を周知する。

能登半島地震を踏まえた災害時の放課後等におけるこどもへの支援

災害発災前から備えておくことも視野に入れた、災害時におけるこどもの居場所づくりの手引きを作成する。(こども家庭庁)

本市においても、『防災マニュアルの手引き』を作成し、災害が発生した場合、放課後子ども教室及び放課後児童クラブのコーディネーター、支援員が、子ども達の命を守ることができるよう速やかに、作成の必要があります。

なお、教室等が防災対策を進めるうえでは、支援員等が子ども達や自らの命を守るための独自の取組を進めると同時に、学校や地域、防災関係機関などと連携・協力体制を構築することでより確かな取組になると考えられます。

安全・迅速に避難するために災害から子ども達の命を守るためには、避難場所、避難方法の決定は大変重要となってきます。また、日頃の避難訓練が欠かせません。

放課後児童対策に従事する職員やコーディネートする人材の確保についても、

- ・ 放課後児童クラブにおける常勤職員配置の改善
- ・ こどもの居場所づくり支援体制の構築等を行うコーディネーター配置支援
- ・ 地域学校協働活動推進員の配置促進等による地域学校協働活動の充実

放課後子ども教室をはじめとした地域学校協働活動を充実するため、地域学校協働活動推進員等について「地域と学校の連携・協働体制構築事業」により、放課後児童対策などの地域課題に応じ、専門性を活かした追加配置や常駐的な活動等を支援する。

また、放課後子ども教室については、地域と学校が連携・協働して社会総掛かりでこどもの育ちを支える観点から、大学生・高校生や高齢者などの地域住民の一層の参画促進を図るとともに、子育て・教育支援に関わる NPO、民間教育事業者、スポーツ・文化芸術団体などの地域人材の参画を促進する。(文部科学省)とされています。

本市においては、今年度より、放課後子ども教室にて、1年生から6年生までが利用できるようになりました。それに伴い、放課後子ども教室の支援員の増員も行われました。多様な経験を持った方々が支援員となりましたが、放課後子ども教室の支援員を養成する研修等が存在しないため、子どもとの接し方、保護者との接し方等を含む放課後子ども教室の適切な運営についての知識と意識が乏しいことが、現在、新たな問題となっています。また、放課後子ども教室に通う子どもの数が、100人を超えている学校がある中で、避難訓練等が、全く行われておらず、放課後子ども教室開設時に、災害に見舞われたときに、支援員を中心として、子ども達を守り切れるのかという大きな問題があります。

放課後児童クラブには、放課後児童支援員に対して、資格研修制度があります。

放課後子ども教室と放課後児童クラブの一体的または、連携を推進するうえで、まずは、共通の資格研修制度を利用する『防災マニュアルの手引き』を作成する等、ソフト面を充実させる必要があると考えます。

放課後児童クラブと放課後子ども教室の連携については、「目標」も掲げられました。

目標：親の就労状況に関わらず、全てのこどもに安全・安心な居場所の確保を図る観点から、放課後児童クラブと放課後子ども教室の連携を推進することとし、同一小学校区内で放課後児童クラブと放課後子ども教室が実施されている場合は、両事業の参加児童が交流できるよう、できる限り早期に全てを連携型とする。とされています。

また、「地域と学校の連携・協働体制構築事業」においても、放課後子ども教室をはじめとした地域学校協働活動の質の向上を図るため、地域学校協働活動推進員や地域ボランティア等に対する研修を支援し、「地域学校協働活動の推進に向けたガイドライン」の見直しも進められます。

5 コーディネート機能

地域学校協働活動は、平成 29(2017)年 3 月の社会教育法の改正により、法律に位置付けられました。

改正後の社会教育法において、教育委員会は地域学校協働活動の機会を提供する事業を実施する際には、地域住民等と学校との連携協力体制の整備や、普及啓発活動等の措置を講じることとされています。また、地域と学校をつなぐコーディネーターとしての役割を果たす者について、「地域学校協働活動推進員」として教育委員会が委嘱できることとする規定が設けられました。

コーディネート機能をさらに充実させていくためには、コーディネーターが、組織的にチームとして機能することが重要であると考え、中学校区を 1 チームとしてリーダーを中心とした活動を試みます。統括コーディネーター 1 名、地区リーダー 5 名(地域コーディネーターとの兼任を含む)。と地域コーディネーター 8 名、サブコーディネーター 15 名、計 29 名が「地域学校協働活動推進員」として委嘱されました。

コーディネーター会議や研修会等の機会を設けスキルアップに努めコーディネート機能を充実していく予定です。また、各学校 3 名以上の配置を目指し、引き続きコーディネーターの増員に努めます。

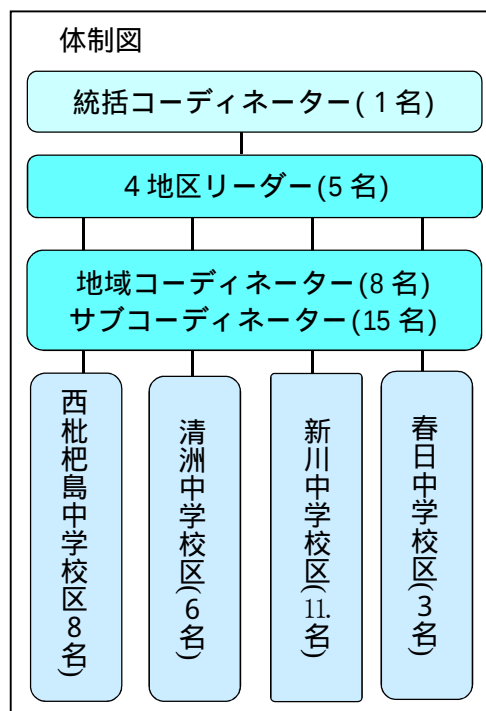
・令和 8 年度 『先生と地域の方がともに学ぶコミュニティ・スクール・地域学校協働活動研修会』(愛知県教育委員会主催) 全 5 回(7/1、7/15、7/21、7/27、8/5)参加予定

本市における地域コーディネーターは、特別な資格を有するものではなく、元 P T A 役員や地域学校支援ボランティアとして学校に関わる中で、人望の厚いボランティア精神のある方々に、コーディネーターを引き受けていただいております。設立当初より関わっているコーディネーターもいれば、今年度からコーディネーターとして活動される方もいます。ボランティアのつもりが、いつの間にか「地域学校協働活動推進員」という肩書がつき戸惑いもあります。しかしながら、一人一人の献身的な支えがあってこそ本市の地域学校協働活動は成り立っています。地域と学校、学校とボランティアを緩い形でまとめあげるために必要な人材です。

活動開始から 19 年。地域学校協働活動の取り組みは学校と強い信頼関係で結ばれ、多様な活動に発展しています。コミュニティ・スクール(学校運営協議会)には、地域学校協働活動推進員 17 名が、地域学校協働活動推進員として参画しています。

コミュニティ・スクール(学校運営協議会)の委員の中から、地域学校協働活動推進員として、活動していただける方を見だし、人材面においても、地域学校協働活動とコミュニティ・スクール(学校運営協議会)の一体的推進を目指します。地域コーディネーターを若い世代に引き継いでいくことも念頭にいれながら、それぞれのライフワークに合わせた地域コーディネーターとしての活動を考えていきたいです。

また、来年度以降、継続的な活動をしていく上で「事務局長」を置き、地域コーディネーターの要望が、より円滑に行政に伝わり、活動しやすい体制づくりを目指します。



6 多様で、継続的な活動の推進

(1)「テーマ型協働テラス」への参加

清須市市役所企画部企画政策課市民協働係主催の「テーマ型協働テラス」へ、中学生とともに、各地区の地域学校協働活動推進員も参加させていただき、地域で活動されるボランティアの方々と交流のアシストをさせていただきました。今年度も、スポーツ課や企画政策課市民協働係と連携しながら、中学生を主体とした「協働テラス」への参加を継続していく予定です。

(2)「清須市アダプト・プログラム」における活動

市民と行政が協働で進める「美化プログラム」として児童遊園や歩道、交差点脇の花壇等にチューリップや季節に応じた花が咲いています。これは、「アダプト・プログラム制度」といい、市民の方や市民団体の活動において花などを植栽等することでその場所の環境美化活動を行い、その活動に対して行政が支援するといったものです。学校や通学路の環境整備をする際に、この「美化プログラム」の活動を、地域学校協働活動と協働することにより、継続した活動が見込まれます。

(3)にしび夢のかけ橋実行委員会による「クロガネモチの木応援プロジェクト」

西枇杷島小学校のシンボルツリーであり、本市の天然記念物であるクロガネモチが、衰えはじめたことから、樹木の回復をめざし、持続的に活動し木を守っていくことになりました。西枇杷島小学校の卒業生が関わっていることもあり、このプロジェクトを通じて、今まで小学校と疎遠になっていた地域の方々が、学校に興味を持ってくださることにより、学校支援ボランティアとして、継続的な支援を申し出てくださっています。地域学校協働本部としては、地域と学校が、クロガネモチを通して結びつくことに意義があると考え、継続的に協力していきます。

令和2年度より、クロガネモチの葉や枝から染色液を作り、6年生の卒業記念として「クロガネモチ染め」に挑戦しています。今年度も継続していく予定です。

(4)「おはなしぱぴゅぺぽ」おはなし会の開催

読み聞かせボランティア「おはなしぱぴゅぺぽ」は、清須市学校支援地域本部が、養成講座を開催し養成したメンバーで構成されています。メンバー構成年齢が、40才代～80才代までと、幅広く、小学校での読み聞かせだけにとどまらず、ミシン補助や、野菜の苗植え等幅広いボランティア活動を続けています。

- ・西枇杷島児童館でのおはなし会(乳幼児親子対象)...毎月1回
- ・清須市立図書館でのおはなし会(乳幼児親子対象)...年4回
- ・桃栄児童館でのおはなし会(小学生対象)...毎月1回
- ・「西枇杷島小学校放課後子ども教室」でのおはなし会...毎月1回
- ・「新川小学校放課後子ども教室」でのおはなし会...毎月1回
- ・「古城小学校放課後子ども教室」でのおはなし会...年数回
- ・各小学校における読み聞かせ活動の補助

(5)「忘れない東海豪雨～語り継ごう未来のために～」

毎年、防災教育推進支援として、大型紙芝居の実演や、防災訓練の補助、各町内会での防災訓練へ参加してまいりました。今年度も、危機管理課と協働で、継続して行う予定です。

- ・「古城小学校」での大型紙芝居の実演...9月8日(火)
- ・「西枇杷島小学校」での大型紙芝居の実演...9月11日(金)
- ・「清須市立図書館」での大型紙芝居の実演...9月27日(日)
- ・「西枇杷島中学校」西枇杷島中文化祭にて大型紙芝居の展示...10月29日(木)30日(金)
- ・「古城小学校」での炊き出し訓練...2027年2月6日(土)

7 学校における学校支援ボランティアの継続的な活動

(1)読書活動推進の支援

「読書は、子どもたちの言葉、感性、情緒、表現力、創造力を啓発するとともに、人としてよりよく生きる力を育み、人生をより味わい深い豊かなものとしていくために欠くことのできない

ものである。この読書の持つ計り知れない価値を認識して、子どもたちの読書活動を国を挙げて応援するため、平成 12 年(2000 年)を「子ども読書年」とすることとする。」衆参両議院本会議において、『子ども読書年』とする決議が採択されました。

これを受けて、古城小学校では平成 14(2002)年に保護者による読み聞かせグループ「HAPPY×2(はっぴいはっぴい)」が誕生しました。その後、清洲小学校「プラタナス」清洲東小学校「びっくりばこ」等の読み聞かせグループが立ち上がり、平成 20(2008)年以降、学校支援地域本部事業として、西枇杷島小学校「Smile(スマイル)」星の宮小学校「星のしずく」が、活動を開始しました。読書推進は、読み聞かせだけではなく、本の修繕や図書室の整備等の活動があります。特に、コロナ禍以降は、「図書修繕」に力を入れています。市内全小中学校において、PTA 活動との協働、連携も進み、読書活動推進のための支援体制が整いつつあります。

図書整備は、図書修繕、学校図書室整備だけではなく、新川中学校のように、校内 4 か所(各学年の掲示板と 1 階昇降口)の掲示板や図書室の本棚に、図書担当の先生のおすすめ本や新刊の図書の飾り付けをおこない、まずは、生徒達に図書に興味を持ってもらうところから始める活動もあります。

- ・西枇杷島中学校...きずな文庫(図書修繕及び整理)5/22(金)、6/26(金)、9/25(金)、10/23(金) 11/13(金)、1/22(金)、2/19(金)
5/22 と 6/26 は、図書の整理、主に廃棄本を片付け。
- ・清洲中学校...きよ丸文庫活動(図書貸出・返却業務)
(1 学期) 5/11、14、28、6/4、11、25、29、7/2、13、16
(2 学期) 9.10 月 図書室の整理、POP 作り、新図書室へ運ぶ本の選定予定
11.12 月 図書の貸出等
(3 学期) 図書の貸出等

- ・新川中学校...あしがる文庫活動(昇降口での学校配本貸出)作業(年間 35 日)
図書ポラ掲示物作り(1 学期に 2 日間、2 学期に 2 日間、3 学期は随時)
「菅本文庫」を含む新刊カバー貼り 図書室の本のバーコード化作業(随時)
- ・春日中学校...新書カバー貼り 年 3 回

- ・西枇杷島小学校...Smile の活動、PTA ふれあい部と合同作業(随時)
図書修繕、高図書バーコード入力、図書整理、しおり作り、掲示物づくり
5/25、6/25、7/15、9/25、10/28、11/24、12/15、1/27、2/25、3/15
低学年図書室読み聞かせ(10/27~5 日間)
1 年生朝の読み聞かせ(読書月間内に各クラスで)
- ・古城小学校...HAPPY×2(はっぴいはっぴい)の活動、朝の読み聞かせ 1 学期は月に 1 回
2 学期以降は回数を増やす予定
図書室整備(図書室壁面の飾り付け 絵本棚仕切板の再作成)毎月第 1 金曜日
PTA 主催図書修繕 12 月上旬予定
- ・清洲小学校...図書修繕 毎月 第 1 週目水曜日 9:30~12:00
- ・清洲東小学校...図書室蔵書管理支援 新刊カバー掛け(随時)
- ・新川小学校・図書修繕毎月第 3 水曜日 9:00~12:00、新刊カバー貼り(随時)
読み聞かせ 6 月、11 月、しおり作り 12/9~12/10
- ・桃栄小学校・図書ボランティア(図書修繕、新刊カバー貼り)
毎月火曜日 月 2 回程度。必要に応じて。10:30~12:00
読み聞かせボランティア(7 月と 1 月各 3 日間)
- ・星の宮小学校...「星のしずく」による図書整備(修繕、書架整理、カバー貼り、
掲示板の展示) 読み聞かせ(9 月) 図書バーコード入力毎月第 2 水曜日 9:30~12:00
- ・春日小学校...図書室整備(整理、季節の飾り、修繕、カバー貼り、読書週間用グッズ製作)
毎月第 3 水曜日 10:00~12:00 読み聞かせ 3 回

本市における学校支援地域本部事業は、清須市立図書館開館以来、図書館と連携し公立図書館の資料を市内の学校に貸し出す活動にも力を入れてきました。清洲中学校「きよ丸文庫」西枇杷島中学校「きずな文庫」西枇杷島小学校「クロモッチーLibrary」が、先駆者的存在ですが、新型コロナウイルス感染症の感染拡大防止等によりボランティア活動が制限され、学校図書館にも自由に出入りできない子どもたちに何とかして本を届けたいという思いでスタートしたのが「学校配本」です。市内全ての小中学校への貸し出しを開始して今年で7年目となります。

「学校配本」の図書をどのように活用するかは、各学校にお任せしていますが、中学校では、学校支援ボランティアの活動として、小学校では、学級文庫の補充の役割となっているようです。学期ごとに新しい図書が届くことで、「学校配本」を楽しみにしてくれる子ども達も増えました。

昨年度は、清須市立図書館のご協力の下、「読書支援」の冊数を増やすことができました。

今年度も、図書館連携「学校配本」については、「読書支援」と、「授業用貸出支援」を、2本の柱として展開していきたいと考えています。

定期的読書支援(図書資料の貸出)について

○中学校 4校 清洲中(25冊×8箱) 西枇杷島中(25冊×5箱)新川中・春日中(25冊×3箱)
+ 中学生に人気のシリーズ文庫本を(15冊×1箱)追加

西枇杷島中・清洲中・新川中・春日中					
配本日	返却日	配本日	返却日	配本日	返却日
4/24(金)	7/10(金)	7/10(金)	12/4(金)	12/4(金)	3/26(金)

	4/24(金)配本箱№	7/10(金)配本箱№	12/4(金)配本箱№
西枇杷島中	A	B	D
清洲中	B	D	C
新川中	C	A	B
春日中	D	C	A

今年度は、中学生に人気の文庫本をシリーズで、貸し出してほしいとの要望に応え、文庫シリーズ専用として15冊×1箱(A B C D)を追加いたします。選書については、昨年度(2026年2月11日)清須市立図書館にて開催された市内小中学生対象の「選書体験会」にて、選書された図書も含まれています。随時、生徒たちのリクエスト本が反映できるよう図書館と協議していきます。

○教育支援教室(ふれあい教室) 25冊セット×2箱ずつ(全4箱)

新川教室・清洲教室					
配本日	返却日	配本日	返却日	配本日	返却日
4/24(金)	6/5(金)	6/24(水)	7/17(金)	9/4(金)	10/16(金)
新川Aセット		新川Bセット		新川Cセット	
清洲Bセット		清洲Aセット		清洲Dセット	
配本日	返却日	配本日	返却日	配本日	返却日
11/6(金)	12/18(金)	1/15(金)	2/12(金)	2/19(金)	3/12(金)
新川Dセット		新川Eセット		新川Fセット	
清洲Cセット		清洲Fセット		清洲Eセット	

○新川中学校特別支援学級用(25冊×2箱)

新川中学校特別支援学級					
配本日	返却日	配本日	返却日	配本日	返却日
4/24(金)	7/17(金)	7/17(金)	12/2(水)	12/2(水)	3/26(金)

特別支援学級クラスに1箱、「ここサポルーム」に1箱配本

○今年度開設の「ここサポルーム」への学校配本も現在調整中

○小学校 4校を1グループとして、2グループで、配本

清洲・清洲東・星の宮・桃栄		西枇杷島・古城・新川・春日	
配本日	返却日	配本日	返却日
4/22(水)	5/28(木)	6/19(金)	7/24(金)
9/2(水)	10/9(金)	11/4(水)	12/11(金)
1/8(金)	2/5(金)	2/19(金)	3/17(水)

清洲小 (25冊×20箱)

西枇杷島小・清洲東小・新川小・星の宮小・春日小(25冊×6箱) 桃栄小(25冊×4箱)

古城小 低高学年(25冊×5箱)、中学年(25冊×4箱)

低学年・中学年・高学年セットを配本予定

学校名	セット内容	セット内容	セット内容
清洲小・西枇杷島小	高学年(5.6年)	低学年(1.2年)	中学年(3.4年)
清洲東小・古城小	低学年(1.2年)	中学年(3.4年)	高学年(5.6年)
星の宮小・新川小	低学年(1.2年)	中学年(3.4年)	高学年(5.6年)
桃栄小・春日小	中学年(3.4年)	高学年(5.6年)	低学年(1.2年)

清洲小の特別支援学級分については、別途(25冊×2箱)

春日小の特別支援学級分については、別途(25冊×1箱)を、配本いたします。

清洲小特別支援学級	配本日	返却日	配本日	返却日		
	4/22(水)	7/24(金)	9/2(水)	3/17(水)		
春日小特別支援学級	配本日	返却日	配本日	返却日	配本日	返却日
	4/22(水)	7/24(金)	8/26(水)	12/11(金)	1/15(金)	3/17(水)

学校別、赤帽の配本受取・返却場所について

学校名	受取・返却場所	学校名	受取・返却場所
西枇杷島中	職員室前の階段下	清洲小	1階職員室前
清洲中	1階和室	清洲東小	1階会議室
新川中	北館1階テーブルマナー教室	新川小	1階職員室前
春日中	1階職員室前	星の宮小	1階玄関前
西枇杷島小	1階職員室前	桃栄小	1階玄関校長室前
古城小	1階会議室	春日小	1階職員室前

配本・返却日に、赤帽さんが決められた場所に配送いたします。

リクエスト授業用貸出支援について

○ 授業用配本について

地域コーディネーターが、学校の希望をより具体的に聞き取り、要望書を作成いたします。要望書は、地域コーディネーターが作成し、図書館へ提出いたしますので、学校(先生方)が、直接図書館に連絡する必要はありません。

今年度は、年間スケジュールを作成し、図書館に余裕をもって、準備をしていただきたいと考えていますので、できるだけご協力お願いいたします。

1学期の、要望書提出の目安→リクエストは、4月1日～4月30日頃まで

2学期以降の要望書提出の目安→リクエストは、4月1日～6月30日頃まで

尚、締切日以降であっても、授業用貸し出しが可能な場合もありますので、ぜひ、活用していただきたいと思います。

授業用配本の基本セットは、35冊以下で準備いたします。

○ 小学校「修学旅行調べ学習用」配本について

	修学旅行日程	配本日	返却日
西枇杷島小	5/10・11	4/10(金)	5/8(金)
古城小	6/21・22	4/24(金)	6/19(金)
清洲小	11/5・6	10/2(金)	11/6(金)
清洲東小	11/5・6	8/26(水)	10/2(金)
新川小	11/8・9	10/2(金)	11/6(金)
星の宮小	11/1・2	8/26(水)	10/2(金)
桃栄小	11/1・2	8/26(水)	10/2(金)
春日小	11/1・2	8/26(水)	10/2(金)

修学旅行用は、日程が重複するため、2学期前半・後半に分けて、学校間配送いたします。

○ 授業用配本について 今年度のリクエスト状況(2026年5月8日現在)
については確認書発行または配本済み(基本1箱35冊以下)

対象学年		内容		配本希望日	返却希望日
1年生	国語	じどう車くらべ・自動車ずかん	西枇杷島小	10/30(金)	12/2(水)
	生活	いきものとなかよし	清洲小(50～75)	9/4(金)	10/2(金)
	国語	じどうしゃ	清洲小(50～70)	9/4(金)	10/30(金)
	国語	どうぶつのあかちゃん	清洲小 75冊	1/8(金)	3/12(金)
2年生		読み物、絵本、図鑑	春日小	5/1(金)	6/30(金)
	生活	生きものについて	清洲小 120冊	6/5(金)	7/17(金)
	生活	うごくうごくわたしのおもちゃ	古城小	6/19(金)	7/17(金)
	生活	うごくおもちゃをつくろう	古城小	8/26(水)	9/30(水)
	生活	うごくおもちゃをつくろう	清洲小 50冊	9/4(金)	10/30(金)
	生活	うごくおもちゃをつくろう	春日小	10/16(金)	12/2(水)
	国語	どうぶつえんのじゅうい	古城小	8/26(水)	9/30(水)
	国語	どうぶつえんのじゅうい	西枇杷島小	9/11(金)	10/2(金)
	国語	みきのたからもの	西枇杷島小	11/19(木)	12/18(金)
	国語	詩の楽しみ方をみつけよう	西枇杷島小	1/15(金)	2/19(金)
	国語	ロボット調べ	西枇杷島小	1/13(水)	2/3(水)
	国語	ロボット調べ	春日小	1/13(火)	2/3(水)
3年生	総合	身近な生きものについて	清洲小 120冊	5/12(火)	6/5(金)
	国語	「こまを楽しむ」P64	西枇杷島小	5/1(金)	6/5(金)
	国語	「まいごのかぎ」P90 不思議なことが起こる物語	西枇杷島小	5/28(木)	6/30(火)
	国語	「本で知ったことをクイズにしよう」P108 各種図鑑	西枇杷島小	6/30(火)	7/17(金)
	国語	「ちいちゃんのかげおくり」下 P30 戦争についての本	西枇杷島小	8/26(水)	9/30(水)
	国語	すがたをかえる食べ物	西枇杷島小	9/25(金)	12/2(水)
	国語	「三年とうげ」下 P77 世界の民話や昔話	西枇杷島小	10/30(金)	12/2(水)
	国語	「ありの行列」下 P106 科学の読み物	西枇杷島小	1/13(水)	2/3(水)

	国語	「モチモチの木」下 P136 斎藤隆介さんの本	西枇杷島小	1/27(水)	3/3(水)
4 年生	特別学習	校外学習にむけて「ジブリパーク」ジブリの本	西枇杷島小	4/17(金)	6/30(火)
	社会総合	お祭りについての本	春日小	5/1(金)	6/5(金)
	社会総合	お祭りについての本	西枇杷島小	9/11(金)	10/16(金)
	社会総合	日本の伝統工芸(茶道華道)	西枇杷島小	9/11(金)	10/16(金)
	社会総合	日本の伝統工芸について	春日小	5/1(金)	6/5(金)
	総合	福祉全般	春日小	8/26(水)	9/30(水)
	総合	環境問題	清洲小 90～100	9/4(金)	10/30(金)
5 年生	国語	みんなが使いやすいデザイン ユニバーサルデザインについて	古城小	5/12(火)	6/30(火)
	総合	自然災害、防災、地震について	古城小	6/30(火)	7/17(金)
	総合	自然災害、防災、地震について	古城小	9/26(水)	9/30(水)
	総合	福祉(手話、車いす、盲導犬、 点字等)	西枇杷島小	8/26(水)	9/30(木)
	国語	やなせたかしに関する本	古城小	11/19(木)	12/23(水)
6 年生	総合	職業調べ	春日小	5/1(金)	6/5(金)
	総合	職業調べ	西枇杷島小	9/30(水)	10/30(金)
		朝ごはんに関する本	清洲小	6/5(金)	7/17(金)
	総合	日本の伝統文化や歴史について	古城小	5/1(金)	6/30(火)
	総合	清須の歴史	清洲小	10/2(金)	11/6(金)
	国語	詩集、詩に関する本	古城小	1/13(水)	2/3(水)
特別支援		読み物、絵本、図鑑(あおば)	春日小 25 冊	5/1(金)	6/30(金)
		野菜に関する本	清洲小 50 冊	9/4(金)	10/2(金)
中 2 年	総合	自然体験学習に絡めた事前、事後学習に使用	西枇杷島中 50	5/12(火)	7/17 (金)
中 1 年	総合	「なるには BOOKS」できればすべて等の職業調べ	西枇杷島中 80	1/13(水)	3/3(水)

- 授業用配本について 昨年度のリクエストをふまえ、図書館にて対応できる内容(参考)
授業用リクエストの実績があり、スムーズな配本ができると思われる内容です。

対象学年		内容	対象学年		内容
1 年生	国語	ひらがなのことばあそび	3 年生	総合	身近な生きものについて(2 学期)
	生活	秋遊び・虫の飼育に関する本		国語	「しごとのくふうみつけたよ」
	生活	クリスマスに関する本		総合	生物多様性
	生活	昔の遊び・冬の遊びに関する本		社会	昔のくらしに関する本
	国語	うみのかくれんぼ		総合	地球を守ろう
	生活	たのしい秋いっぱい	4 年生	社会総合	「地球の環境保全等 SDG s」
	国語	日本や世界の昔話について		社会総合	防災・地震について
2 年生				国語	詩に関する読み物・絵本など
	生活	秋冬の野菜に関する本	5 年生	保健	人間の歯、虫歯、歯に関する健康
	社会	スーパーマーケットについて		国語	「みんなが過ごしやすい町へ」
				社会	貿易・工業製品

			総合	近現代の偉人の伝記
--	--	--	----	-----------

学校配本 汚破損、紛失図書等のチェックについて

学校配本事業につきましては、各学校担当の地域コーディネーターや、学校支援ボランティアが、図書館から送られてくる書籍を「子どもたちに、きれいな図書を届けたい」「清須の子どもたちに、読書の楽しさを知ってほしい」という思いをこめ、学校や図書館の負担を減らすべく、配本・返却のチェックを行って来ていますが、配本事業も今年度で7年目となり、資料の汚破損等も目立ってまいりました。

返却の際には、「チェックリスト」により、地域コーディネーターが、汚破損等が速やかに発見し、次の学校へまわす際には、取り換える等の措置を講じます。

紛失については、一定期間学校にて、紛失図書を探していただき、どうしても出てこない場合は、図書館と協議し、場合によっては弁償していただくことになります。

汚破損等により修理が必要な場合は、学校では、**セロハンテープなどで修理せず**に、地域コーディネーターにお申し出いただきますようよろしくお願いいたします。図書館にて修理いたします。

その他

古城小放課後子ども教室・春日小放課後子ども教室(低中用 25冊×2箱)について、今年度学校配本を開始します。

但し、春日小放課後子ども教室は、赤帽を利用せず直接図書館への貸出返却をおこないます。

配本日	返却日	配本日	返却日	配本日	返却日
4/28(火)	6/5(金)	6/30(火)	7/28(火)	9/4(火)	10/16(金)
配本日	返却日	配本日	返却日	配本日	返却日
11/6(金)	12/18(金)	1/15(金)	2/12(金)	2/19(金)	3/12(金)

(2) その他の支援

- ・清洲東小学校...1学期(7月上旬まで) 土日休校日の鉢植え水やり
2、3年生 社会科 まちたんけん見守り(清洲城、朝日貝塚公園、消防署他)
5年生 家庭科 手縫い支援、5、6年生 家庭科 ミシン支援
- ・新川小学校...毎日の登校見守り支援、1年生給食見守り(4/17～24)
- ・星の宮小学校...3年生 町探検引率補助、5、6年生 調理実習見守り
6年生 あいち朝日遺跡ミュージアム引率補助、2年生 町探検引率補助
除草作業、水泳指導の見守り補助、5年生 ミシン補助
- ・桃栄小学校...5、6年生の調理実習補助、2年生の町探検引率補助(5/11、25)、
ミシン点検(6/9、16)5年生の手縫い授業補助、6年生ミシンの授業補助
- ・春日小学校...新入生登校後の教室での準備、片付け見守り(4/9～4/15)
新入生 給食準備見守り(4/20～5/1)
校外学習、まち探検等付き添い(消防署見学、下水道科学館、航空ミュージアム、
あさひ遺跡ミュージアム、民族資料館等)
除草作業(春日中と合同)5日間×年3回
プール授業見守り、入学説明会受付、卒業式前そうじ
- ・小学5年生対象の野外学習の当日支援を、ボーイスカウトの方々に依頼されている小学校が数校あります。キャンプファイヤーの横組立て等、専門的知識を持ったファイヤーキーパーの指示の下、地域学校支援ボランティアが補助することにより、支援を希望するすべての小学校での支援が可能となるように、ボーイスカウトの方々と連携していきます。また、カレー作り等の補助についても、地域学校協働本部としてできる範囲での支援をしていきます。
清洲東小(5/22)清洲小(5/24)桃栄小(5/24・5/25) 西枇杷島小(5/29) 古城小(5/29・30)
新川小(5/31)星の宮小(6/5)

3年生 歴史民族資料館見学見守り

8 「すべての子どもたちへのよりよい教育の実現」を目指して

「すべての子どもたちへのよりよい教育の実現」を目指して、令和7(2025)年6月11日給特法等改正法が成立、令和8(2026)年4月に施行されました。この法律は、教師が「学びの専門職」として、子どもに全力で向き合えるようにするため、働き方改革を進めるためのものです。

教師の職務の重要性にふさわしい処遇の改善を進めるために、地域と学校が目標を共有して行う双方向の「連携・協働」型の活動の充実に向けて取組を推進し、個別の活動を、総合化・ネットワーク化し、組織的で安定的に活動を継続できるような仕組みを整えることが重要とされています。

学校における働き方改革を進めるに当たっては、「社会に開かれた教育課程」の理念も踏まえ、家庭や地域の人々とともに子どもを育てていくという視点に立ち、地域と学校の連携・協働の下、幅広い地域住民等(多様な専門人材、高齢者、若者、PTA・青少年団体、企業・NPO等)とともに、

地域全体で子どもたちの成長を支え、地域を創生する活動(地域学校協働活動)を進めながら、学校内外を通じた子どもの生活の充実や活性化を図ることが大切です。

教師が教師でなければできない業務に専念できるよう、それぞれの地域における業務の見直しについて、学校運営協議会等での議論を経て、優先順位を定めながら、各校の実情に応じた運用を行っていくことになります。

授業以外に全国の学校で共通して行われている業務の多くは表の～のいずれかに分類されますが、このほかにも各学校や地域の置かれた状況、各学校の教育目標・教育課程に応じて、様々な業務が発生することが考えられます。～の各業務についての整理を踏まえた上で、教師が専門性を発揮できるか、児童生徒の生命・安全に関わるかといった観点から、中心となる担い手を地域学校協働活動に積極的に移していくとともに、必要性が低下し、慣習的に行われている業務は、業務の優先順位をつける中で思いきって廃止していくことが求められています。学校及び教師が担う業務の明確化・適正化は、社会に対して学校を閉ざしたり、内容を問わず一律にこれまでの業務を削減したりするものではなく、学校における働き方改革の目的を踏まえ、教師や子どもたちにと

って重要なリソースである時間を
です。

学校以外が担うべき業務	教師以外が積極的に参画すべき業務	教師の業務だが負担軽減を促進すべき業務
登下校時の通学路における 日常的な見守り活動等 放課後から夜間などにおける 校外の見回り、児童生徒が 補導された時の対応 学校徴収金の徴収・管理 (公会計化等) 地域学校協働活動の関係者 間の連絡調整等 保護者等からの過剰な苦情 や不当な要求等の学校では対 応が困難な事案への対応	調査・統計等への回答 学校の広報資料・ウェブサ イトの作成・管理 ICT 機器・ネットワーク設 備の日常的な保守・管理 学校プールや体育館等の施 設・設備の管理 校舎の開錠・施錠 児童生徒の休み時間におけ る安全への配慮 校内清掃 部活動	給食の時間における対応 授業準備 学習評価や成績処理 学校行事の準備・運営 進路指導の準備 支援が必要な児童生徒・家庭 への対応

この ～ の分類の中で、清須市地域学校協働活動の重点目標として、取り組む項目を精査し
下記の 7 項目に対して、本年度の計画に盛り込むこととしました。

学校以外が担うべき業務	
登下校時の通学路における日常的な見守り活動等 放課後から夜間などにおける校外の見回り、児童生徒が補導された時の対応 学校徴収金の徴収・管理 (公会計化等) 来年度の PTA 会費徴収の対応 地域学校協働活動の関係者間の連絡調整等 校内清掃 手ととも連の清掃活動に京ラフディアが参加 部活動 小学校のクラブ活動を充実	
教師の業務だが負担軽減を促進すべき業務	
給食の時間における対応 小学 1 年生対象	

学校における働き方改革の一環として学校の開門を登校時間の直前とするなど朝の時間帯の教師の業務負担軽減の取組が行われる中において、児童の登校時間より早く保護者が出勤する家庭では、朝の時間帯のこどもの居場所が課題となっていることから、授業開始前の時間帯における学校施設の利用において、教師の新たな負担とならないよう管理運営上の責任体制に留意しつつ、こうした取組を推進するため、地域ボランティアの配置等にあたっては「地域と学校の連携・協働体制構築事業」が活用可能であることが、文部科学省・こども家庭庁によって、示されています。

本市の場合も、保育園の時は、延長制度を利用すれば、早朝 7 時 30 分に子どもを預けることができましたが、小学生になると、朝の登校時間が遅いために、子どもを一人にして、職場へ向かうということもやむを得ない事態が起っています。各課連携の下、放課後子ども教室や、放課後児童クラブ等の現在ある資源を活用し、「朝の子どもの居場所づくり」を推進することも、地域学校協働本部の重要な役割の一つだと考えています。

地域における子どもの安全確保を図ることは、地域における教育力を考える上で必要不可欠なことであり、地域の大人の協力を得て、防犯ボランティア活動を一層推進することもできます。

地域の教育力の向上に果たす文化・スポーツの役割も重要であり、地域における伝統文化の継承等の文化活動や、誰もがいつまでもスポーツ活動に親しむことができる環境の整備等もさらに推進することができます。

平成 31(2019)年 1 月に中央教育審議会の「新しい時代の教育に向けた持続可能な学校指導・運営体制の構築のための学校における働き方改革に関する総合的な方策について（答申）」において「地域で部活動に代わり得る質の高い活動の機会を確保できる十分な体制を整える取組を進め、環境を整えた上で、将来的には、部活動を学校単位から地域単位の取組にし、学校以外が担うことも積極的に進めるべきである」と答申されました。令和 4(2022)年 6 月及び 8 月には、これらの具体的な方策について、スポーツ庁に設置した部活動の地域移行に関する検討会議から各提言が示され、平成 30(2018)年のスポーツ庁及び文化庁のガイドラインを統合し、令和 4(2022)年 12 月に「学校部活動及び新たな地域クラブ活動の在り方等に関する総合的なガイドライン」として全面的に改定されました。中学生の部活動については、「地方公共団体等は、スポーツ・文化芸術団体との連携や保護者等の協力の下、学校と地域が協働・融合した形での環境整備を進める」とされ、「段階的・計画的に取り組むため、令和 5(2023)年度から令和 7(2025)年度までの 3 年間を改革推進期間として地域連携・地域移行に取り組むつつ、地域の実情に応じて可能な限り早期の実現を目指します。」とされています。

令和 7(2025)年 5 月 16 日、スポーツ庁と文化庁の有識者会議である地域スポーツ・文化芸術創造と部活動改革に関する実行会議において、令和 13 (2031)年度までに、休日における原則休日の部活動の地域展開実現を目指す等とする部活動改革に向けた最終取りまとめが発表されました。これまで、「地域移行」とされてきた名称は、学校と連携して地域全体で活動を支えることを明確にするため、「地域展開」に変更されました。部活動の地域クラブ化を目指して令和 5(2023)年度に始まった改革を広げるため、令和 8(2026)年度～令和 13(2031)年度を「改革実行期間」と位置づけ、休日に加え、平日の改革も推進していくという方針です。

なお、直ちに体制を整備することが困難な場合には、当面、中学校部活動の地域連携として、必要に応じて拠点校方式による合同部活動も導入しながら、学校設置者や学校が、学校運営協議会等の仕組みも活用しつつ地域の協力を得て、部活動指導員や外部指導者を適切に配置し、生徒の活動環境を確保することが考えられる。と、具体的に「地域学校協働本部」や、「学校運営協議会」が、明記されています。

公立中学校部活動の地域展開は、「地域の子どもは、学校を含めた地域で育てる。」という意識の下で、生徒の望ましい成長を保障できるよう、地域の持続可能で多様な環境の一体的な整備により、地域の実情に応じスポーツ・文化芸術活動の最適化を図り、体験格差を解消することを目指すものです。中学生の時期は、生徒自身の興味・関心に応じて、教育課程外の学校教育活動や地域の教育活動等、生徒による自主的・自発的な活動が多様化していく段階にあり、少子化や核家族化が進む中であって、中学生が学校外の様々な活動に参加することは、ともすれば学校生活にとどまりがちな生徒の生活の場を地域社会に広げ、幅広い視野に立って自らのキャリア形成を考える機会となることも期待されます。学校部活動から地域部活動への転換は、子どもたちにとっては、活動の幅が広がり様々な価値観を持つ人との交流の中大きく成長できることが期待できます。

8 おわりに

地域学校協働活動の推進を通じて、地域の未来を担う人材を育成し、学びと社会参画の好循環を生み出すことは、地域全体の教育力を強化し、持続可能な地域社会の発展や活性化を推進するための大きな原動力となります。

学校における働き方改革や、PTA 活動の在り方、部活動の在り方等、課題は山積みです。すべて地域学校協働活動が担うべきものではありませんし、行政部局がどのような位置づけに地域学校協働本部を置くかによっても活動は限られます。しかし、地域学校協働活動が円滑に行えることこそが様々な課題解決の近道のような気がします。

地域学校協働活動を推進することは、前例のない事業となります。様々な機関・関係者が連携協力しながら取り組んでいかなければなりません。目に見えた成果がすぐに表れるものでもありません。地道な活動を続けることにより、10 年後 20 年後を見据えた持続可能な活動となるように、各学校との連携を強化し、地域づくりの基盤となるような拠点づくり、子どもたちの成長を支える一役を担っていけるような体制づくりに努めていきたいと考えています。

また、地域学校協働活動を支える拠点づくりも必要です。地域学校協働活動を支えるボランティアと活動の場を結びつけるコーディネート機能は、ますます重要となることでしょう。地域学校協働本部やボランティア活動支援センター、あるいはこれに代わる推進拠点等がコーディネート機能を担う要となる拠点づくりに向けても、体制づくりとともに、進めていきたいと考えています。